

高知工業高等専門学校学生会選挙細則

制 定 昭和48年 1月29日

第1条 本細則は、学生会長、同副会長及び書記長の選挙に適用する。

第2条 選挙権は、全会員が有し被選挙権は4年生以下の会員が有する。ただし、4月以降が欠員が生じた場合にはこのかぎりでない。

第3条 選挙は、通常1月末日までに行う。任務の遂行は、4月からとする。

第4条 投票の結果、投票総数の過半数を得た上位の候補者を当選とする。

2 前項の場合、過半数の得票が得られない場合は、定数の欠員数に相当する上位の候補者で信任投票を行い、その過半数の得票者を当選とする。

第5条 候補者が定数に満たない場合は、選挙管理委員会が適当な処置をとらなければならない。

附 則

本細則は、昭和48年1月29日から実施する。

附 則

この細則は、昭和56年2月14日から改正施行する。

附 則

この細則は、昭和62年7月16日から施行する。